

エコモチ会員規約

第 1 条(目的)

企業人のエコ・モチベーションアッププロジェクト(以下、「エコモチ」という)は持続可能な社会の実現に向けて、主に企業人を対象に参加者を募り、環境保全活動や社会貢献活動に対する参加者のモチベーションを向上させ、自発的な行動を促すことを目的とする。

第 2 条(エコモチの運営)

エコモチは、株式会社フルハシ環境総合研究所エコモチ事務局(以下、「エコモチ事務局」という)を通じて入会した法人・団体及びその従業員等に対して、エコモチ事務局がサービスを提供する形式にて運営されるものである。

第 3 条(入会)

1. 法人・団体が、エコモチの目的に賛同し、本規約やサービス内容、プライバシーポリシーについて同意の上、所定の入会申込書にて申し込みを行い、エコモチ事務局が承認をすることにより、当該法人は入会したものとする。なお、本規約において、入会した法人・団体を会員と称する。
2. 会員は、入会時にエコモチ利用対象の従業員(以下、「ユーザー」という)数をエコモチ事務局に過不足なく申告するものとする。エコモチ事務局はこの申告に基づき会員に該当コース及び会費等について通知する。
3. 会員が入会申込をキャンセルする場合には、エコモチ事務局が指定する方法によりその旨エコモチ事務局に申告する必要がある。なお、申告期限は申込日から最初の 5 営業日までとする。

第 4 条(サービスの種類)

会員は、エコモチ Web システムの提供を受け利用できる。この利用方法については別途案内書で通知する。

第 5 条(担当者の登録)

会員は、初期設定、登録内容の変更、利用料の請求などエコモチ事務局間の連絡、通知等について窓口としての権限を持つ業務連絡先担当者を、従業員等の中から選任し、所定の方法にて登録するものとする。

第 6 条(システム初期設定費及び会費の支払いについて)

1. 会員は別途定めた料金表に基づき、システム初期設定費及び会費を、所定の方法によりエコモチ事務局に支払わねばならない。
2. 支払われたシステム初期設定費および会費は原則として返還しないものとする。
3. 会員は、入会時、退会時、利用休止時において会費は日割りせず月額会費満額をエコモチ事務局に支払うものとする。

第 7 条(遅延利息)

会員は、システム初期設定費及び会費その他の債務(遅延利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.6%の割合で算出した額を、遅延利息としてエコモチ事務局が指定する期日までに支払うものとする。

第 8 条(ユーザー数の増減に伴う会費の見直し)

1. 会員は、ユーザー数の変更に伴い、該当コースが変更となる場合には、変更月の前月 15 日までにエコモチ事務局が指定する方法にて届け出を行うものとする。又、それに伴う会費の変更は翌月から適用される。
2. 追加および退会となるユーザーのサービス利用は、追加となる会員は翌月 1 日より、退会となる会員は当月末まで利用できるものとする。

第 9 条(寄付金について)

1. 会員はユーザーの獲得シード還元にあたる寄付金額を、入会時にエコモチ事務局所定の方法にて申告するものとする。エコモチ事務局はこの申告に基づき、エコモチ Web システムの初期設定を行う。
2. 会員は、寄付金額を変更したい場合、変更の届け出をエコモチ事務局に提出することにより、変更することができる。
3. 会員は、寄付金をエコモチ事務局が指定する期日までに指定銀行口座に振り込み入金するものとする。なお、振込手数料は、会員の負担とする。
4. エコモチ事務局は、会員から入金された寄付金は預かり金として受け取り、その証として預り証を会員に送付する。一度入金された寄付金は原則として返還しないものとする。

第 10 条(支援団体への寄付について)

1. エコモチ事務局は、ユーザーから送られたシードによって支援の意思表示を受け付け、別途定めた方法に則ってシードの換価を行う。
2. エコモチ事務局は、会員から預かった寄付金を 9 月及び 2 月の年 2 回、支援団体に寄付するものとし、8 月末日締および 2 月末日締として当期間内に確定した寄付金額相当額を集計し、翌月末日までに、支援団体が指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。
3. エコモチ事務局は支援団体より会員ごとに発行された領収書を会員に送付する。

第 11 条(遵守事項)

会員は以下の事項を遵守しなければならない。

1. 会員の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の方法にてエコモチ事務局に届け出を行うものとする。
2. エコモチのサービス利用権利を営利・非営利の目的を問わず第三者へ提供してはならない。
3. 会員が退会した場合、または会員資格を喪失した場合は、エコモチのサービス利用権利を失うものとする。

第 12 条(休止の届け出)

1. 会員は、エコモチの利用を一時的に休止したい場合、手続きを行うことにより休止することができる。
2. 会員がエコモチの利用の休止を希望する場合は、休止希望日の 1 ヶ月前までに所定の方法にて申し出をしなければならない。
3. 会員は休止希望日まで、また、再開希望日以降サービスを利用できる。
4. 休止期間中は、情報保持費として、月額会費の 20%をエコモチ事務局に支払うものとする。

第 13 条(退会の届け出)

1. 会員がエコモチの退会を希望する場合は、退会希望日の 1 ヶ月前までに所定の方法にて退会申し出をしなければならない。
2. 会員は退会希望日までサービスを利用できるものとする。

第 14 条(会員資格の取消)

会員が、次のいずれかの事由に該当した場合、エコモチ事務局は会員資格を取り消すことができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的到産手続開始の申立てがあったとき、または解散(法令に基づく解散を含む)、清算もしくは内整理の手続に入ったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (3) 手形または小切手を不渡としたとき、その他支払停止状態に至ったとき
- (4) 監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (5) 会費支払いに延滞が発生し、督促後なお3ヶ月以上納入しないとき
- (6) 会員が本規約に定める事項に違反し、是正を求める通知を受けたにも拘わらず通知を受領した日より 2 週

間以内に当該違反行為を是正しなかったとき

(7) エコモチ事務局がエコモチの信用等を傷つけるおそれがあると判断したとき

第 15 条(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

1. 会員が第 10 条または第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、エコモチに関する権利を失い、義務を免れる。ただし、守秘に関する義務および不履行の義務に関しては、これを免れることはできない。
2. エコモチ事務局は、会員がその資格を喪失しても、既に納入したシステム初期設定費・会費・寄付金・その他の拠出金および物品は一切返還しない。

第 16 条(エコモチ事務局の責任)

1. エコモチ事務局が本サービスに関して負う責任は、会員に対して、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供させることに限られるものとする。
2. エコモチ事務局は、本規約で特に定める場合を除き、会員が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとする。
3. エコモチ事務局は、会員が本サービスを利用することにより他人との間で生じたトラブル等に関し、一切責任を負わないものとする。

第 17 条(守秘義務)

1. エコモチ事務局および会員は、相手方の営業秘密として管理されている情報で、開示の際に秘密情報である旨明示された情報(以下「秘密情報」という)を秘密として管理し、相手方の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供もしくは本規約に定める目的以外で使用してはならない。ただし、法令に基づき公的機関より開示の請求を受けた場合はこの限りではない(この場合、開示請求を受けた旨を相手方にすみやかに通知するものとする)。当社および支援団体は、本規約の適用期間終了後も 2 年間は、同様の条件で秘密を保持するものとする。ただし、以下の各号の一つ以上に該当する情報は秘密情報として扱わない。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示の時点で公知の情報
- (3) 開示を受けた後、被開示者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

2. エコモチ事務局は、本業務運営を通じて知り得た会員およびユーザーの個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理義務を負うものとする。(プライバシーポリシー 参照)

第 18 条(規約の改定)

エコモチ事務局は会員と協議し、必要に応じて本規約を変更することがある。本規約の改定通知について、エコモチ事務局は登録された担当者へ通知することにより会員に通知したものとする。

第 19 条(管轄裁判所)

会員とエコモチ事務局の間で訴訟の必要性が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2007 年 12 月 13 日 制定

2008 年 3 月 15 日 改定